

本庄市環境保全条例第18条第2項に基づく意見（案）について

○概要

(有)小暮園芸用土

令和7年10月15日	令和7年度第1回本庄市環境審議会での意見聴取(本庄市環境保全条例第15条第3項による)
令和7年10月31日	周辺環境のために必要な事項を記載した意見書の送付(本庄市環境保全条例第15条第2項による) 市⇒業者
令和7年11月28日	廃棄物等処理事業実施計画書の提出(業者⇒市)

(株)ニトリファシリティ

令和7年10月15日	令和7年度第1回本庄市環境審議会での意見聴取(本庄市環境保全条例第15条第3項による)
令和7年10月31日	周辺環境のために必要な事項を記載した意見書の送付(本庄市環境保全条例第15条第2項による) 市⇒業者
令和7年12月8日	廃棄物等処理事業実施計画書の提出(業者⇒市)

今後の手続き

令和8年1月14日	令和7年度第2回本庄市環境審議会での意見聴取(本庄市環境保全条例第18条第2項による)※本審議会
本審議会終了後	廃棄物等処理事業協定の締結(本庄市環境保全条例第18条第1項による)

令和7年10月31日付、事業者に送付した市の意見書の内容

- ・騒音及び振動については騒音規制法及び振動規制法をはじめとする関係法令の基準を遵守するほか、周辺の環境に十分に配慮すること
- ・有限会社小暮園芸用土は本庄市と廃棄物等処理事業協定を締結すること
- ・株式会社ニトリファシリティは本庄市と廃棄物等処理事業協定を締結すること

廃棄物等処理事業協定書(案)

本庄市(以下「甲」という。)と有限会社小暮園芸用土(以下「乙」という。)は、乙が本庄市新井字川原812-1の一部に設置する一般廃棄物処理施設において行う一般廃棄物処理業に伴う周辺地域の環境を保全するため、次のとおり廃棄物等処理事業協定(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地域の生活環境の保全を図り、乙の業務に伴い公害が生じることを未然に防止することを目的とする。

(基本理念)

第2条 乙は、一般廃棄物処理施設の操業にあたって地域の環境保全を第一義とし、環境保全対策について万全を期するものとする。

(環境保全施設の整備・改善)

第3条 乙は常に環境保全施設の整備・改善に努めるとともに新技術の導入により汚染物質等の減少を図り、地域の環境保全に努めるものとする。

(環境保全対策)

第4条 乙は環境を保全するため、次のとおり措置するものとする。

- (1) 破碎機等の粉じんが発生する施設については、大気汚染防止法をはじめとする関係法令の基準を遵守するほか、周辺の生活環境を損なわないよう万全の措置を講ずること。
- (2) 乙の排出水の汚染状態の許容限度は、水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準とする。ただし、BODについては25(日間平均20)mg/lとする。排出する場合は、農作物等に影響を与えない水質に処理すること。
- (3) 騒音及び振動は騒音規制法及び振動規制法をはじめとする関係法令の基準を遵守するほか、周辺の生活環境を損なわないこと。
- (4) 悪臭は悪臭防止法をはじめとする関係法令の基準を遵守するほか周辺の生活環境を損なわないこと。
- (5) 事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理すること。
- (6) 環境保全対策を積極的かつ円滑に実施するため、環境保全担当機関を整

備すること。

- (7) 一般廃棄物の搬入及び処理に関し、法令に違反する行為が生じないよう、乙の従業員及び事業関係者に対し、教育、指導その他必要な措置を講ずること。

(環境の整備)

第5条 乙は、敷地内の環境整備に留意し、市の良好な景観形成のため、敷地内の緑化及び景観の向上のための施策を講じるよう努めるものとする。

(事故発生時の措置)

第6条 乙は事故等により、環境が悪化し又はその恐れがある時は、直ちに応急の措置をとるとともに、甲及び地域住民に状況を報告し、甲がその状況に応じて操業の全部又は一部の停止等適切な措置を要請した時は、乙はこれに従う。

- 2 前項による環境悪化が発生した場合は、乙はその責任において必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の処理)

第7条 乙は操業に関連して環境を損なったことにより、苦情が発生した時は、誠意をもってその解決に努めるものとする。

(被害補償)

第8条 乙は乙に起因する環境の悪化によって、人の健康及び生活環境等に被害を生じた場合は、甲と協議のうえ補償しなければならない。

(施設等の変更)

第9条 乙は、この協定締結後、建物の新增設、環境保全に関する特定施設、その他環境の悪化が発生する恐れのある施設の新增設を行う場合は、事前に甲と協議する。

(報告及び立入調査)

第10条 甲は、工場又は事業場等の環境保全措置について、乙に対し必要な報告を求め、かつ環境担当職員の立入調査を行わせることができるとともに、必要に応じて甲の職員立会いのうえ、地域住民代表の立ち入りを行わせることができる。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印して各自1通を保有する。

令和 8年 月 日

本庄市本庄 3-5-3

甲 埼玉県本庄市

本庄市長 吉田 信解

本庄市栗崎 794-1

乙 有限会社小暮園芸用土

取締役 小暮 一博

廃棄物等処理事業協定書(案)

本庄市(以下「甲」という。)と株式会社ニトリファシリティ(以下「乙」という。)は、乙が本庄市児玉町児玉780-2外33筆に設置する産業廃棄物処理施設において行う産業廃棄物処理業、一般廃棄物処理施設において行う一般廃棄物処理業に伴う周辺地域の環境を保全するため、次のとおり廃棄物等処理事業協定(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地域の生活環境の保全を図り、乙の業務に伴い公害が生じることを未然に防止することを目的とする。

(基本理念)

第2条 乙は、産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の操業にあたって地域の環境保全を第一義とし、環境保全対策について万全を期するものとする。

(環境保全施設の整備・改善)

第3条 乙は常に環境保全施設の整備・改善に努めるとともに新技術の導入により汚染物質等の減少を図り、地域の環境保全に努めるものとする。

(環境保全対策)

第4条 乙は環境を保全するため、次のとおり措置するものとする。

- (1) 破碎機等の粉じんが発生する施設については、大気汚染防止法をはじめとする関係法令の基準を遵守するほか、周辺の生活環境を損なわないよう万全の措置を講ずること。
- (2) 乙の排出水の汚染状態の許容限度は、水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準とする。ただし、BODについては25(日間平均20)mg/lとする。排出する場合は、農作物等に影響を与えない水質に処理すること。
- (3) 騒音及び振動は騒音規制法及び振動規制法をはじめとする関係法令の基準を遵守するほか、周辺の生活環境を損なわないこと。
- (4) 悪臭は悪臭防止法をはじめとする関係法令の基準を遵守するほか周辺の生活環境を損なわないこと。
- (5) 事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理すること。

と。

- (6) 環境保全対策を積極的かつ円滑に実施するため、環境保全担当機関を整備すること。
- (7) 産業廃棄物及び一般廃棄物の搬入及び処理に関し、法令に違反する行為が生じないよう、乙の従業員及び事業関係者に対し、教育、指導その他必要な措置を講ずること。

(環境の整備)

第5条 乙は、敷地内の環境整備に留意し、市の良好な景観形成のため、敷地内の緑化及び景観の向上のための施策を講じるよう努めるものとする。

(事故発生時の措置)

第6条 乙は事故等により、環境が悪化し又はその恐れがある時は、直ちに応急の措置をとるとともに、甲及び地域住民に状況を報告し、甲がその状況に応じて操業の全部又は一部の停止等適切な措置を要請した時は、乙はこれに従う。

2 前項による環境悪化が発生した場合は、乙はその責任において必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の処理)

第7条 乙は操業に関連して環境を損なったことにより、苦情が発生した時は、誠意をもってその解決に努めるものとする。

(被害補償)

第8条 乙は乙に起因する環境の悪化によって、人の健康及び生活環境等に被害を生じた場合は、甲と協議のうえ補償しなければならない。

(施設等の変更)

第9条 乙は、この協定締結後、建物の新增設、環境保全に関する特定施設、その他環境の悪化が発生する恐れのある施設の新增設を行う場合は、事前に甲と協議する。

(報告及び立入調査)

第10条 甲は、工場又は事業場等の環境保全措置について、乙に対し必要な報告を求め、かつ環境担当職員の立入調査を行わせることができるとともに、必要に応じて甲の職員立会いのうえ、地域住民代表の立ち入りを行わせることができる。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印して各自1通を保有する。

令和 8年 月 日

本庄市本庄 3-5-3

甲 埼玉県本庄市

本庄市長 吉田 信解

東京都北区神谷 3-6-20

乙 株式会社ニトリファシリティ

代表取締役 千野 美也子